

平成21年度福井県男女共同参画審議会開催結果

1 開催日時

平成21年10月9日（金） 10:00～12:00

2 開催場所

県庁6階大会議室

3 出席者

(1) 委員

8名（木瀬委員、篠原委員、四戸委員、高田委員（会長）、中村委員、林田委員、藤井委員、山口委員、【欠席】後藤委員、西川委員）

(2) 事務局

瀬脇総務部長、松森男女参画・県民活動課長、前山参事、男女参画・県民活動課員、男女共同参画推進会議幹事課員

4 審議内容

(1) 条例および計画に基づく男女共同参画施策の推進状況について

事務局説明 [内容省略]

【委員】 関連施策の実施状況の資料にあるゼロ予算の事業についてはどのように実施しているのか。

次に、この財政逼迫の折、男女共同参画を浸透させるための取組みで、県の事業と市町の事業が重複して行っているものはないのか。

【事務局】 まず、1点目のゼロ予算の事業については、例えば、審議会等における女性委員の登用率向上の推進では、四半期毎に登用率の把握に努めるとともに女性委員の登用を継続して働きかけを行っている。また、女性行政職員の登用についても、継続して取組んでいるが、これも事業費ベースでは上がってこないものである。

次に、2点目の県と市町が重複して事業を実施していないかについては、市町男女共同参画担当課長会議などで意見交換を行っており、今後役割分担を行いながら進めていきたいと考えている。

【会長】 2点目についてだが、例えば、県にも市町にも男女共同参画推進員がおられるが、この推進員の配置や研修についても住み分けを行っていくのか。

【事務局】 以前、県の推進員を全県下に配置していたが、市町の推進員との役割分担の観点から、地域における普及啓発の主たる活動は市町にお任せし、県は地域における推進員から企業における推進員にシフトし、女性が働きやすい職場環境整備に取り組んでいただいたり、女性活用・活躍について学んでいただく場を設けるなどしている。

【会長】 今程の2点目の質問の趣旨について確認したい。

【委員】 県と市町の関係において、地域において一体的に効率的な取組みを進めていく上で、きちんと連携が取れているのかといった観点から申し上げた。

また、財源上の問題であるが、取組みを進めていく上で、最初の2年間位は県がやるけれども、後は市町に任せるといったことがあるが、やはり県が継続して進めていく必要なところもあるのではとの思いから申し上げた。

【会長】 例えば、次の議題であるDVに関する取組みなど、各市町単位で取り組むのが困難であり、全県的に取り組むべき課題がいくつかあると思う。企業に対する取組みなども同様であると思う。

一方、市町単位で取り組むべき課題もあると思うが、県は市町の取組みをバックアップしていく必要性があると思う。

(2) DV基本計画の改定および施策の展開について

事務局説明

〔内容省略〕

【委員】 根本的な対策としては、保育園児、幼稚園児からの家庭教育が大変重要であり、「人」を大事にする心が根本となる。親に対する啓蒙、それから子ども達に対しては「人」を大事にする気持ちをしっかり根付かせることが重要である。引き続き、幼児期からの暴力を許さない教育に力を入れていただきたい。

【委員】 相談件数については、被害者本人自らが相談に赴いた件数だと思うが、この配偶者暴力の問題は児童虐待の問題と共通するところがあると思う。児童虐待では、ほとんどのケースは表に出てこない。子どもも親を庇って言わない。同様に、配偶者暴力でも被害を受けていながら、表に出て行くのを嫌う傾向があって、このため問題が深刻化しがちである。これをどのように表に出して、止めさせていくかが大きな課題である。そこに大きなメスを入れる施策が必要だと思う。児童虐待では、学校においてそのような兆候をつかんだら、すぐに相談機関につなげることで防止できるケースがかなりある。配偶者暴力については、家庭内のことでもあり、その端緒を発見するのが難しいが、そのための施策を何か求めたい。

【会長】 配偶者暴力は表面化しにくい問題である。場合によっては、児童虐待との複合的な問題になっていることもあって、学校においてその端緒が発見されることがあると思う。それ以外に、配偶者暴力を発見する方法はあるか。

【事務局】 配偶者暴力にはいろいろな態様があって一概には言えないが、身体的暴力については医療機関における発見が非常に重要であると考えている。県では、今後とも医療機関と連携を図っていきたいと考えている。

【委員】 配偶者暴力と児童虐待は関連性が強いことを学校側としても認識している。児童虐待については、身体的、精神的など4つの視点から確認をしている。毎年、校長会などを通じて、このような視点から児童虐待に対応していくことを確認しており、非常に重要なことだと思っている。発見した場合にまず通報することは法律上の義務であるが、次の段階として相談対応を行うことになり、市の役割が非常に重くなっている。学校側も市もいろいろな面で体制を整えてきているが、件数が増えてきており、中には深刻なケースもある。特に深刻なケースでの、県の最終的な相談機関はどこになるのか、県の支援体制について確認したい。市の相談機関、関係機関とは直接的に関わるが、それと比べると県機関との関係は希薄と感じる。市町と県が一体となった連携の体制が、目に見えて分かる状況になっているのかどうか確認したい。

【事務局】 県の相談支援窓口は、いわゆる配偶者暴力防止法により都道府県において必置となっている配偶者暴力被害者支援センター（以下「支援センター」という。）を県内8カ所に設置しているが、支援センターを設置している市町は県内ではまだない。特に自立支援では市町との密接な連携が不可欠であることから、県としては、市町に対しては、支援手続等にかかる窓口一元化など被害者支援体制の整備を働きかけていきたいと考えている。

8つの支援センターの被害者支援に関わる人員が特段増えている状況ではないが、本年3月の「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」の改定を受け、スーパーバイザーを設置し、相談員の心理的なケアを行うとともに、各事例の内容に応じていろいろな分野の専門家に相談できる体制を整えたところである。

また、相談員や職務関係者の研修については、座学だけでなく、シミュレーション研修などの手法も導入しながら、さらにきめ細やかな対応を行っていききたい。

【委員】 平成18年度に支援センターが増えたことにより、それまで相談して来なかった被害者が相談に行く場所ができたということであるが、その8カ所の支援センターを統括するのはどこになるのか。

【委員】 総合福祉相談所ではないか。

【事務局】 8つの支援センターの中心になる施設として、生活学習館を位置付けている。総合福祉相談所についても、女性相談の他、児童相談機能なども併せ持っており、生活学習館と合わせて支援センターの中心となって支援を行ってまいりたいと考えている。

【会長】 このような県の相談機関、警察、医療機関などが連携するための会議を開催しているのか。

【事務局】 毎年、各健康福祉センター毎に地域別事例検討会を開催し、実際の事例の検討などを通じて関係機関の連携を図っている。今後は、仮想事例の検討を行うシミュレーショ

ン研修などを導入して対応能力の充実を図っていくこととしている。

また、県全体の連絡調整を図る機関として、平成19年度から配偶者暴力対策連絡会議を開催し、県庁内の関係課、警察、裁判所、労働局、社会保険事務所、弁護士会、医師会、民生委員児童委員協議会などが対策の検討、連絡調整を行う場を設けている。

【委員】 生活学習館というと、男女共同参画に関する啓発や研修を行うところの思いがあったが、配偶者暴力に関する相談支援体制を整えているということか。生活学習館と総合福祉相談所の役割分担はどうなっているのか。

【事務局】 相談については、8カ所の支援センターのどこでも受けていただける。ただし、被害者の安全確保の観点から、保護が必要な場合は、警察、総合福祉相談所とも連携を取りながら、一時保護所に入所していただく。

生活学習館については、女性を取り巻くいろいろな諸問題に関する相談に対応するため、従来から女性総合相談を実施している。この相談機能を基盤として、平成14年度より支援センターとして配偶者暴力被害者に相談支援を行っている。

【委員】 県内の一時保護所は1カ所と聞いていたが、今年度中に嶺南地域でもう1カ所出来ると聞いたが、どういうことか。

【事務局】 法律上、県が設置する一時保護所は、現在1カ所である。その他に、民間の被害者支援団体等が任意で設置する被害者支援施設として、いわゆる民間シェルターがある。現在、本県では把握していないが、全国では100近く存在していると聞いている。

【委員】 相談件数が、平成19年度と20年度の比較で100件近く増えている。本年度は、経済状況の悪化もあり、さらに増えることが予想される。特に深刻なケースでは、やはり総合福祉相談所の役割が重要であり、一層の体制の充実を図っていただきたい。

【会長】 配偶者暴力では、被害者等の安全に関わる側面がある。深刻なケースを抱える学校もあるかも知れない。こういった場合に、どこにつなげばいいのかといった学校現場の苦悩も理解できる。

また、被害者を保護する、または安全を確保する場合に、各市町が単独で取組みを行うことはイメージしにくい。

1点確認したいが、被害者対応を行う相談員は常勤か、それとも非常勤か。

【事務局】 非常勤である。

【会長】 きめ細かな対応が求められる相談員は、非常勤職員による対応で十分か。

また、配偶者暴力対策関係の予算が若干少ないように感じた。就労や同伴児童の問題など、途切れることのない被害者支援が可能なのか。

デートDVについては、本年度高校生を主な対象として啓発に取り組むとの説明があった。内閣府の平成17年度の調査では10代から20代で、交際相手からデートDVの被害経験のある人が13.5%、つまり7人に1人が経験ありとしており、積極的に啓発に取り組んでいただきたい。しかし、デートDVに対する啓発の方法はかなり難しく、単なる道徳的な

ものではなく、若者に受け入れ易いような工夫が必要であり、そのような面での支援が必要である。

【委員】 配偶者暴力では、親兄弟など身内に言えないというところが悩みの一つであると聞いている。このため、相談機関の充実が大変重要である。事務局の説明では、配偶者暴力被害者を支援する民間団体はそれ程多くないとのことだったが、人権問題に関する一般的な相談窓口としては、人権擁護委員がある。また、福井被害者支援センターは、全国でも14番目、県内では1番目に公益社団法人として認可を受けた団体と聞いているが、ここは本来、警察本部と連携した犯罪被害者支援センターであるが、理事長のたつての希望で配偶者暴力被害者、災害の被害者をも対象として支援に当たっている。こういった機関・団体を活用いただくとともに、弁護士会も同様に活用いただきたい。

(3)「第2次福井県男女共同参画計画」の策定について

事務局説明

〔内容省略〕

【委員】 男女共同参画に関する県民意識調査は、男女合わせて1,000名に対して調査を行うとのことだが、設問の中に、配偶者暴力に関する設問があるが、男女両方が対象となるのか。

【事務局】 配偶者暴力は、実態として男性から女性に対する暴力が圧倒的に多いが、男性から女性への暴力、女性から男性への暴力、両方が対象となる。

【委員】 この意識調査の対象者は住民基本台帳から無作為抽出した男女1,000名に対して郵送で調査票を送るとなっているが、私自身、こういうアンケート調査を受けた場合、よく分からない場合に適当に答えてしまうことがある。このことから、県のホームページに掲載するなどして、関心のある方に回答してもらった方が、より率直な意見をいただけるのではないかと。特に、設問36の自由意見に関して、そのように思う。

【委員】 男女共同参画基本法の制定以来10年が経過し、男女共同参画も着実に進んできたと思う。女性の自立が進み、その結果として、結婚年齢の上昇に繋がったり、結婚しない女性、男性が増えたりといった社会現象が起きている。改めて、男性の役割、女性の役割をきちんと意識した上で、男女共同参画が必要なのではないかと考えている。光と影の面をどう捉えるかを、次期計画策定に当たって考えるべきである。

【会長】 今程、委員が指摘した側面は確かにあると思う。結婚しない人はどういう人かという調査もいろいろなされていて、非正規労働者は、正規労働者と比べて結婚していないという結果が出ているとの問題も取り沙汰されている。全体的に見て、女性の経済的自立が一番の問題なのか、むしろ他の課題があるのかといった側面もあると思う。

【委員】 そのようなことを含めて多角的に捉えていただきたい。

【会長】 継続調査して、経年変化を見ていくのは結構だと思う。ただし、設問の内容が非常にタイトなので、途中で飽きてしまう可能性はある。郵送による調査法では、元々回収率は高くない。その意味では、前回の調査結果は比較的高い方かなと思う。

（４）その他

【委員】 配偶者暴力で再度お聞きしたい。先程の説明では、相談件数が増加しており、今後も増加していくと思われる。非常勤の相談員が主に対応に当たられているとのことだが、その心理的なケアなどを行うためにスーパーバイザーを置くとのことだったが、今後増々相談が増えていくことを考えると、専門的知識を備えた常勤職員を配置することは考えられないのか。

【事務局】 今のところ、各支援センターに配置した非常勤の相談員を中心とした相談体制を維持していくことになると考えている。研修等を通じて資質向上を図るなど、相談体制の充実に引き続き努めていく。

【事務局】 県では、必要な研修を受講した方を「非常勤嘱託」の身分で相談員として配置している。「非常勤嘱託」であることが即レベルが低いということに直結するとは考えていない。

【委員】 配偶者暴力、児童虐待に対する組織、支援体制がきちんと分かる資料があれば、いろいろ議論ができると思うので、お示しいただきたい。

【事務局】 御指摘のとおり、配偶者暴力被害者への支援に当たっては、一つの機関では完結せず、多くの関係機関が関わる。本日、そのような多くの関係機関による支援体制を分かりやすく説明できる資料を用意できなかったのが、今後検討させていただく。

また、先程御意見をいただいた県と市町の連携に関して、今後、市町において基本計画の策定や支援センターの設置が進んでいく場合、県の支援センターと市町の支援センターは役割を分担していく必要があると思われるが、県の支援センターでは、より深刻なケースやより広域的な連携を支援していく役割を担っていくと考えている。

【委員】 男女共同参画基本法の制定から10年が経過し、特にここ4、5年は弊社においても、男女共同参画の取組みを積極的に行ってきた。取組みは、実体の部分と先行して行う部分とがあるが、企業イメージの向上といったところのみ捕らわれてしまうと、従業員の理解や協力が得られなかったりする。むしろ、実体の部分に目を向け、どうすれば従業員が働き続けられるか、女性が活躍できるかといったところを中心に取り組んできた。

このような中、私共は「職場復帰応援プログラム」を実施し、育児休暇者に対して手厚くサポートをしていくこととしている。例えば、休暇中に研修を実施しており、毎年、県の出前講座を活用して講師を派遣してもらっていたが、今年問い合わせたところ、昨年度をもって終了したと聞き、非常に残念である。

女性の活躍については、企業側の取組みはもちろん必要だが、女性自身にとっても入社時からキャリアビジョンを描きながら教育・研修を行っていくことが重要である。企業の研修事業に対する支援もさらに充実していただきたい。

また、社外における取組みとして、弊社は県の「子育て応援プラスワン宣言」に登録すると同時に、この宣言に登録している他の企業に対しては金利のディスカウントを行うなど県の取組みに協力している。しかし、この宣言に登録した後、どのように展開していくのかが今一つ分からない。県と企業のベクトルを合わせていく必要があると思う。

最後に、Uターン採用の件で申し上げたいが、近年Uターン採用が難しくなっており、そもそも人材を県外に出さない方法を考えないといけない。県内の大学の学部・学科の充実等を行うことで、県内の高校から県内の大学に進学してそのまま県内で就職したり、県外から県内の大学に進学してそのまま就職してもらえることができる環境整備を行うことも一方では必要だと思う。

【委員】 本県の子ども達の学力も体力も優れていることをまず喜ぶたい。特に体力が優れていることの要因の一つとして、保育所における保育内容が充実していることを挙げたい。子ども達の教育に当たっている保育士の待遇、それから一方で介護士の待遇の充実を図る必要があると考えている。

また、幼保一元化をもっと早く進めるべきではないかと思う。

【委員】 県の男女共同参画の取組みに関する情報は、各市町と共有されているのか。

【事務局】 県と市町の連携に関しては、各市町の担当課長会議を開催しているほか、各市町の担当者間での情報交換を目的に、昨年度から市町担当者による意見交換会を開催しており、今年度も開催の予定である。今後とも、情報の交換・共有を緊密に行っていきたい。

【委員】 男女共同参画の取組みは、最終的には人権教育の一環であると考えている。男女共同参画の課題は、これからの日本、世界を左右する大きな問題である。少子高齢社会が到来し、男女が共に支えていかなければならない。本県では出生率が向上したと聞いたが、保育制度の充実は重要である。また、労働分野における取組みとして、育児休業、介護休業が取られるようになってきた。私の職場においても、親の介護休暇を半年間に渡って時間単位で取得した職員がおり、この制度を活用できたことに大変感謝していた。しかしながら、男性が取得できる環境の整備はまだ不十分である。未来を担う子ども達を家庭、地域社会が一体となって育てていく上で、男女共同参画の取組みは重要である。

【会長】 本県は、保育園の待機児童がいないなど恵まれているが、実際子どもが病気になった時の保育など、まだまだ細かい面について要望があると思う。また、学童保育についても、地域的な偏在はあると思う。介護についても、必ずしも円滑に回っている部分ばかりではないのではと考えている。

こういった面でも、本県が全国トップクラスであることを願っている。

以上